

## 2 所得税課税最低限

## (1) 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人
	千円	千円	千円	千円
平成3年分	1,075	1,928	2,484	3,198
4	1,075	1,928	2,484	3,198
5	1,075	1,928	2,484	3,277
6	1,075	1,928	2,484	3,277
7	1,107	2,095	2,698	3,539
8	1,107	2,095	2,698	3,539
9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,107	2,095	2,698	3,684

(注) 1 夫婦子1人の場合の子は、16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし1人を16歳未満として計算した。

2 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料の出所：財務省（旧大蔵省）

## (2) 所得税課税最低限の国際比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人	(参考)1人当たり国民所得
	千円	千円	千円	千円	千円
日 本	1,107	2,095	2,698	3,684	3,000
ア メ リ カ	806	1,450	2,137	2,450	2,647
イ ギ リ ス	780	1,135	1,135	1,135	1,823
ド イ ツ	1,169	2,190	3,120	3,849	2,001
フ ラ ン ス	1,344	2,144	2,543	2,943	1,863

(注) 1 日本の所得税課税最低限は平成12年分である。諸外国は平成12年1月現在の税法に基づいている。邦貨換算には、次の換算率を用いた。

1 ドル=112円、1ポンド=180円、1マルク=77円、1フラン=18円

2 日本及びフランスは、社会保険料控除を適用した場合の所得税課税最低限である。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められていない。またドイツは、社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用した場合の所得税課税最低限である。

3 イギリスでは、所得税法上の子女控除は児童手当（非課税）に統合されており、計算上考慮していない。

4 日本は、夫婦子1人の場合の子は、16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合については、子2人のうち1人が特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満として計算した。

5 アメリカは、子1人の場合はその子を、子2人の場合のうち1人を16歳以下として計算した。

6 1人当たり国民所得は、日本は平成10年度分、アメリカは平成9年分、他の諸国は平成8年分である。邦貨換算には、各年上期の基準及び裁定外国為替相場を用いた。

資料の出所：財務省（旧大蔵省）